

氏名入り病歴の取得について

ケース 1：地方自治体が統計作成等で利用する場合、当該自治体内の住民個人の公開されていない病歴情報（氏名入り病歴等の要配慮個人情報）を取得する。

ケース 2：国が統計作成等で利用する場合、国民一人ひとりの公開されていない病歴情報（氏名入り病歴等の要配慮個人情報）を取得する。

ケース 3：企業が統計作成等で利用する場合、個人の公開されていない病歴情報（氏名入り病歴等の要配慮個人情報）を取得する。

ケース 4：個人事業主が統計作成等で利用する場合、個々人の公開されていない病歴情報（氏名入り病歴等の要配慮個人情報）を取得する。

（出典）長妻昭事務所作成

1/2

◎個人情報保護の規制が後退する改正項目

	現行制度	改正案
利用目的による制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、当該範囲を超える場合は、原則、<u>あらかじめ本人の同意を得る</u>（第18条第1項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、<u>本人同意を不要とする</u>（第18条第3項第7号）。
要配慮個人情報の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、<u>あらかじめ本人の同意を得る</u>（第20条第2項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>統計作成等</u>にのみ利用される場合は、一定の要件の下、現に公開されている要配慮個人情報の取得について、<u>本人同意を不要とする</u>（第30条の2第1項）。 ・ 契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、<u>本人同意を不要とする</u>（第20条第2項第7号）。
個人データの第三者提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、<u>あらかじめ本人の同意を得る</u>（第27条第1項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>統計作成等</u>にのみ利用される場合は、一定の要件の下、<u>利用目的の達成に必要な範囲を超える第三者提供及び要配慮個人情報の第三者提供を含め、本人同意を不要とする</u>（第30条の2第5項）。 ・ 契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、<u>本人同意を不要とする</u>（第27条第1項第8号）。

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

（出典）長妻昭事務所作成

	現行制度	改正案
生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の目的外利用、要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供について、生命等の保護のために必要があり又は公衆衛生の向上等のために特に必要があり、かつ、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、本人同意は不要となる（第18条第3項、第20条第2項及び第27条第1項の各第2号・第3号）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「<u>その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき</u>」についても、本人同意を不要とする（同左）。
学術研究目的で個人情報を取り扱う場合における同意取得	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の目的外利用、要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供について、「学術研究機関等」（＝「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」）が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、本人同意は不要となる（第18条第3項第5号・第6号、第20条第2項第5号・第6号及び第27条第1項第5号～第7号）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学術研究機関等」には、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」のみならず、「<u>病院その他の医療の提供を目的とする機関又は団体</u>」も含まれることとする（第16条第9項）。
漏えい等報告・本人通知	<ul style="list-style-type: none"> 個人データの漏えい等が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するとともに（第26条第1項）、<u>当該事態が生じた旨を本人に通知する。</u>ただし、本人への通知が困難な場合については、代替措置による対応を認める（同条第2項）。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合について、<u>本人通知義務を緩和し、代替措置による対応を認める</u>（同左）。

※手書き部分は長妻昭事務所で作筆

（出典）長妻昭事務所作成

◎団体訴訟制度及び課徴金制度の在り方の変遷

	個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について (2025年3月5日政府作成資料)	改正案
団体訴訟制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を適格消費者団体自身の権利として付与することが考えられる。 	条文なし
課徴金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下を含む類型を、課徴金納付命令の対象とすることが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ○第18条（利用目的による制限）に違反する個人情報の取扱い ○第20条第2項（要配慮個人情報の取得に係る本人同意）に違反して取得した個人情報の利用 ○第23条（安全管理措置義務）の違反に起因する大規模な個人データの漏えい等の発生 	条文なし

(出典) 長妻昭事務所作成

公安の情報収集「違法」確定

大垣署訴訟控訴審 岐阜県が上告断念

岐阜県大垣市で計画された風力発電施設の建設を巡り、県警大垣署が住民の個人情報収集し、業者に提供したのは違法と認めた名古屋高裁判決を受け、岐阜県は2日、

上告しないと発表した。この日は県の上告期限で、原告の住民側はすでに上告しない旨を発表しており、控訴審判決が確定する見通し。

控訴審判決によると同署は2013〜14年、風力発電について勉強会を開くなどしていた住民4人の個人情報収集し、建設を計画していた中部電力子会社「シーテック」に履歴や市民運動への関与などを提供した。名古屋高裁は、「恣意的な運用がされていた」などとして県警の情報提供に加え、収集や保有も違法とし、保有が認められる情報の抹消などを命じた。県警によると、情報は今月1日に抹消し、県公安委員長が確認した

といる。県警は上告断念の理由について「判決で主張が認められなかったことは残念だが、上告審で主張を立証することは困難と判断した」とコメント。原告側は「公安警察の活動の問題や原因がどこにあったのか、警察庁と政府が問い直して公表すべきだ」などと訴えた。元警察大学校長の田村正博・京都産業大教授（警察行政法）は「一般的にはロン・オフ・エンター（単独の攻撃者）を見落とさないためにも、情報収集は必要。今回は厳格な管理をしなければ社会的に非難される、と突きつけられた。情報収集・保管の内部基準の設定や、公安委員会など第三者機関がより厳格に管理するなど、行政上の統制が一層求められる」と指摘した。（瀬登真果伊藤智暁）

朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。 © 朝日新聞社 並びに国際条約により保護されています。すべての内容は日本の著作権法並びに

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

令和8年5月12日 衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

メタに制裁金1790億円

アイルランド EU情報保護違反

アイルランドのデータ保護規制当局は22日、SNSのフェイスブックを運営する米メタに対し、12億ユーロ（約1790億円）の制裁金を科すと発表した。利用者の個人情報の取り扱いが欧州連合（EU）の一般データ保護規則（GDPR）に違反すると判断した。GDPR違反の制裁金では過去最高額になるという。

当局によると、メタ社がフェイスブックのサービスに際し、EUの利用者の

個人情報をもとに大量に転送した際、GDPR違反があったとしている。2020年8月から調査を進め、欧州データ保護会議（EDPB）と協議して最終的に決めた。EDPBは22日の声明で「メタ社の違反行為は組織的、反復的だ。フェイスブックは欧州に数百万人のユーザーを抱え、個人情報の転送量は膨大なものになる」と指摘した。これに対し、メタ社は22日の声明で「不当かつ不必要な罰

金を含む決定であり、裁判所を通じて命令停止を求める」としている。

EUは近年、米巨大IT企業に対する規制や監視を強めている。21年には、米アマゾンに対し、GDPR違反で7億4600万ユーロの制裁金を科した。

（フリエッセル＝玉川透）

2023.5.23 『朝日新聞』

要配慮個人情報に該当する情報

種 類	内 容
人種	人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。
信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位
病歴	病気に罹患した経歴
犯罪の経歴	前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実
犯罪被害	犯罪の被害を受けた事実

(出典) 令和8年4月衆議院調査室 第221回国会(特別会)地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会参考資料『個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出台54号)について』より抜粋